

## 自己評価報告書

平成 23 年 5 月 25 日現在

機関番号：32633

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20790394

研究課題名（和文） アジアの高齢者の終末期医療をめぐる事前指示に関する国際比較研究

研究課題名（英文） International Comparative Research about Advance Medical Directives of the Elderly in Asia.

研究代表者

鶴若 麻理（TSURUWAKA MARI）

聖路加看護大学・看護学部・准教授

研究者番号：90386665

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：境界医学・医療社会学

キーワード：アジア、高齢者、事前指示、  
終末期医療

## 1. 研究計画の概要

未曾有の高齢者社会にあるわが国では、医療施設や療養の場において、高齢者の増加はますます予想され、高齢者の終末期医療の意思決定やその支援は、高齢者を取り巻く諸問題のうちで重要な課題である。高齢者に限らず、現在わが国においては、厚生労働省による終末期医療の方針手続きをめぐる初の指針などが出され、終末期医療をめぐる関心が向けられている。

そこで本研究「アジアの高齢者の終末期医療をめぐる事前指示に関する国際比較研究」では、(1) 医療現場での終末期医療をめぐる事前指示の提示状況や課題点を抽出し、さらに、(2) 日本及びアジア（特に台湾、シンガポール、韓国）の高齢者を対象に、フォーカスグループインタビュー調査を実施し、高齢者が終末期医療の希望の表明方法や意思決定のあり方について、どのように考えているのかを明らかにする。(1)と(2)をふまえて、わが国の医療現場において、どのようなリビングウィル（判断能力のある成人が将来判断能力を失ったときに備えて、自分に行われる医療行為に対する意向を前もって文書

によって、意思表示すること）が、適用可能であるかについて、書式の面を含めて具体案を提示することを最終目的とする。

## 2. 研究の進捗状況

下記の(1)から(3)について、研究の進捗状況を述べる。

(1) アジア地域（日本、台湾、シンガポール、韓国）の医療における事前指示についての、法政策を含めた現状と課題についての文献検討。

日本、台湾、シンガポールの医療政策、及び医療における事前指示の現状と課題に関する文献検討はすでに実施した。韓国の文献については、文献収集の途中であり、2011年春には終える予定で進めている。

台湾ではリビングウィルに関する法律は、2000年5月23日に『安寧緩和医療條例（Hospice Palliative Care Act）』として制定され、2000年6月7日から施行されている。この『安寧緩和医療條例』の目的は、回復の見込みのない末期状態にある患者の終末期医療に関する意向を尊重し、その権利を守るためである。この法律には、医療における事

前指示、つまり自分に行われる終末期医療について事前に文書にして示しておくというリビングウィル (Living will) と、代理人の委任などが含まれている。現在、登録者はまだ1万5千人不足である。

シンガポールでは、1996年にアドバンス・メディカル・ディレクティブ (Advance Medical Directives Act : 以下AMD法とする) が法制化されているが、普及率が極めて低い。

(2) アジア地域での医療における事前指示についての専門家へのヒアリング調査。

台湾およびシンガポールの終末期医療に関する専門家3名へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査によって、医療における事前指示が普及しない背景や要因について示唆を得ることができた。

(3) アジア地域での医療における事前指示についての高齢者へのインタビュー調査。

台湾では、6名の台湾の高齢者にリビングウィルについてインタビュー調査をした。シンガポールでは5名の高齢者へインタビュー調査を実施した。

### 3. 現在までの達成度

おおむね順調に進行している。

(理由)

文献検討及び専門家へのヒアリング調査、高齢者へのインタビュー調査が順調に進んでいる。

### 4. 今後の研究の推進方策

今年度、韓国について集中的に調査をすすめ、最終的に比較研究を行う。

### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

鶴若麻理・仙波由加里、特別養護老人ホームの看取り介護についての入居時の意向確認に関する研究、日本生命倫理学会誌、20(1)、158-164、2010、査読有。

鶴若麻理、日本・シンガポール・台湾のアドバンス・ディレクティブ 高齢者の自己決定を支えるものとして、在宅介護・医療と看取りに関する国際比較研究、42-49、2010、査読無。

鶴若麻理、台湾のリビングウィル 安寧緩和医療条例、教育医療、379、4、2009、査読無。

鶴若麻理、リビングウィルに関する一考察 日本とシンガポールの調査を通して、日本臨床死生学会誌、13(1)、65-72、2008、査読有。

鶴若麻理、高齢者と終末期ケアの意思決定 日本におけるリビングウィルの適用可能性、ジェロントロジー研究報告、8、105-107、2008、査読無。

[学会発表](計1件)

鶴若麻理、特別養護老人ホームにおける看取り介護をめぐる意思決定プロセスに関する研究 質問紙調査を中心として、日本生命倫理学会、2009年11月14日、東洋英和女子学院大学

[図書](計1件)

木村利人監訳・鶴若麻理・仙波由加里訳、人間と歴史社、ケーススタディ いのちと向き合う看護と倫理 受精から終末期まで、2009、335。

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]